【更新用】

重度障害者（児）日常生活用具取扱業者登録申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）

　名　古　屋　市　長

（申請者）

所 在 地

名　　称

役職氏名

電話番号

「名古屋市重度障害者（児）日常生活用具給付要綱」に基づき、名古屋市から日常生活用具の給付に関する委託を受ける取扱業者として登録されたく、下記のとおり申請します。

記

１　給付可能な日常生活用具

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　目 | 種　　目 | 種　　目 | 種　　目 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　注：名古屋市の日常生活用具給付種目を記入すること

２　委任者（本店）

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 名称 |
| 役職氏名 |

　注：申請者が支店等の場合は委任者を記入し、委任状を添付すること。　（裏面あり）

３　口座振替登録内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| カナシメイ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 遵 守 事 項

日常生活用具取扱業者に登録を申請するにあたり、次の各事項を遵守いたします。

１　障害者（児）（以下「甲」という。）から日常生活用具の見積書の作成依頼を受けた場合は、甲の希望に合致する用具に関し、市場価格等適正な価格の見積書を作成し、すみやかに甲に交付すること。

２(1) 名古屋市の発行する日常生活用具給付券を所持する甲に、日常生活用具を給付する場合において、日常生活用具給付券に自己負担額が記載されているときには甲にその支払いを求めること。

(2) 甲に給付する日常生活用具の販売価格（以下「販売価格」という。）が、名古屋市が別に定める限度額（以下「限度額」という。）を超えるときには、甲にその差額の支払いを求めること。

３　名古屋市の発行する日常生活用具給付券の呈示を受けたときは、すみやかに日常生活用具を手配し、当該日常生活用具を甲に引き渡すこと。

４　甲に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱をしないこと。

５(1) 名古屋市に請求することのできる額は、限度額（ただし、販売価格が限度額を下回るときは販売価格）より甲が支払った自己負担額を差引いた額とすること。

(2) 名古屋市に費用の請求をするときは、日常生活用具給付券に甲の署名を受け、これを請求書に添付すること。

６　名古屋市から日常生活用具の給付について必要な報告又は説明を求められた場合は、すみやかにこれに応じること。

７　以上の遵守事項を遵守しないときは、登録を抹消されても異議ないこと。